料金後納

ゆうメール

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知　会報

도토리통신

とより通信　第19号

〈　目　　次　〉

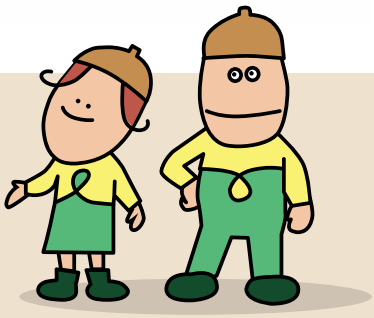

第 25 回・26 回口頭弁論報告
最終準備書面　要旨陳述全文 …… 2

●無償化デー活動報告
第 37 回無償化デー　交換授業 …… 7

●第 38 回無償化デー
中高祭に参加して …… 8

●第 39 回無償化デー
映画「スカーフ論争ー隠れたレイシズム」上映会 …… 9

●事務局ほのぼの便り
ー愛知無償化裁判　判決を前にしてー
金秀烈さん　李純怜さん …… 10

●新・裁判応援グッズ紹介 …… 11

●カンパのお知らせ・連絡先 …… 12

第 25・26 回口頭弁論のご報告

弁護団事務局長　裵明玉

2017. 9.13　第 25 回口頭弁論

第 25 回口頭弁論では、愛知朝鮮学園の金伸治理事長と原告の尋問が実施されました。

高校無償化制度ができた 2010 年度から朝鮮高校を対象としていた根拠省令が削除された 2012 年度まで、愛知朝鮮高校は３回に渡り、文科省に対し、就学支援金の対象校として指定を受けるための申請をしましたが、最後の 2012 年度に提出した書類の中に、募集定員数や教員数の誤記がありました。

愛知朝鮮高校では、定款の定員数は一学年 250 名ですが、2010 ～ 2012 年度の募集定員は 160 名とされていました。そのため、2011 年度までは文科省も高校全体の募集定員を 480 名として必要教員数を割り出し、問題ないとしていました。しかし、2012 年 10 月に、文科省から質問を受けた担当者が間違って募集定員と学則の定員は同じであると答えてしまい、必要な教員数が引き上げられ、その上書類上は実際の教員数より少なく書かれていたために、省令の削除と並んで、教員数不足が不指定処分の理由とされてしまったのです。

金伸治理事長は、2010、2011年度の校長、2014年度以降の理事長として、この間の経緯を証言しました。2011年度に学校を訪ねてきた文科省の官僚からは直接、そう時間を掛けずに前向きに結論を出す予定であると聞いていたこと、それにもかかわらず、産経報道の確認などで審査が引き延ばされ2012年度に再申請を求められたこと、2012年10月までは、文科省は、書類の誤記や前年度との矛盾について細かく確認をしていたのに、政権交代が濃厚となった11月以降にはまったくなくなり、12月の政権交代で朝鮮高校排除の方針が決まったあと、定員数が突然270名も増加したという不自然な回答の真偽すら確認せずに、不指定処分をしたという経過が明らかにされました。

被告からは、朝鮮総聯と朝鮮学校の関係に対し、不当な支配関係があるのではないかとの観点に基づく反対尋問が行われましたが、金伸治理事長は、総聯とは支援を受ける関係であること、愛知朝鮮学園は、毎年愛知県の厳しい監査を受けていることやその内容などを証言し、学校運営が適正に行われていることを明らかにしました。

原告本人尋問では、2010 年度、高校３年生だった原告が、植民地時代に朝鮮語を奪われた祖父母が朝鮮学校を支え大切にしてきたこと、民族教育によって朝鮮人としてのアイデンティティを確立し、自分が恥ずかしい存在ではないと思えるようになったこと、舞踊部の活動に熱中し充実した高校生活を送っていたが、無償化除外によって、自分が差別のターゲットであると実感させられ、無力感に傷つきながら無償化実現のための活動に立ち向かっていったことなど、高校生活が一変してしまった経験を話してくれました。最後に、現在は朝鮮学校で教えている立場から、子ども達のための高校無償化が今も朝高生達を苦しめ続けている、差別が朝鮮の子どもたちが日本の人々と手を取って生きていく上で障害になってはならない、この裁判で必ず是正してほしいと、涙ながらに訴え、尋問は終わりました。

尋問終了後、弁護団はあらためて愛知朝鮮高校に対する検証の申立てを行い、検証を実施できない場合でも、朝鮮高校の学校生活を納めた映像を上映することを求めました。裁判終了後、検証は却下されましたが、次回裁判で映像が上映されることになりました。

2017.12.20　第 26 回口頭弁論（結審期日）

結審というと普通はそれまでの主張立証の総まとめを行うもので、新主張や新証拠が出されることは基本的に予定されていません。しかし、今回はまったく異なり、被告から新証拠 156 点、原告からも 200 点以上の新証拠が提出されました。10 月中旬に、被告が、大阪朝鮮学園が勝訴した大阪地裁判決の内容に反論するためとして、大量の新証拠とともに、まったくの新主張を提出したためです。

被告の主張は、朝鮮高校の運営が適正であると言えるためには、①教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体・機関から不当な人的、物的な支配を受けていないこと、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないことについて、学校が立証しなければいけないというものでした。そして、朝鮮高校の教科書のうち朝鮮の指導者に言及した部分を取り上げて教育基本法に違反している、総聯は公安調査庁の破防法に基づく調査対象団体とされていることなどから反社会的組織としての側面を有していることが強く疑われるなどという主張を臆面もなく展開したのです。

各種学校である外国人学校が学習指導要領に拘束されず（それゆえ私学助成も受けることができず）自由な教育内容を保障されていることは文科省自身の法解釈でも認められており、５年にわたる裁判の間にも被告から教育内容への言及はありませんでした。被告が法律論として明らかに破綻している新主張を展開したことは、日本政府の立場とは異なる朝鮮学校の祖国に対する位置づけを訴訟上の争点に据えることで、朝鮮学校の悪印象作りを企図するものとしか思えません。総聯を反社会的組織とする主張は、その事実認識の歪み、無根拠であることもさることながら、公安の論理を何よりも公平であるべき教育現場に持ち込もうとするもので、許されません。

原告側は、このような主張に対抗するため、外国人学校をめぐる教育法令の解釈体系、日本の教育とは異なるその実態、特に愛知朝鮮高校の教育の実態や愛知県の厳格な指導検査の下で適正に運営されている事実を証するための書証や公安調査の実態に関する書証等を提出しました。また、高校無償化制度の開始時期に文科省内で担当者であった前川喜平元事務次官の陳述書により、高校無償化制度の立法趣旨や朝鮮高校が指定される前提の下手続きが進んでいたことを立証しました。

被告は、原告の新証拠は「時機に遅れた攻撃防御方法」であり、取り調べるべきでないと主張し、裁判所に却下されると、結審後に反論を出したいと述べました。結審後の主張は判決の資料にはなりませんが、2018 年１月末に前川氏の陳述書に対する反論が出されたので、弁護団も反論する予定です。

この日の法廷では、愛知朝鮮高校生の学校生活の映像（朴英二監督撮影）を上映してもらいました。朝鮮高校生達がいきいきと学び、部活動に励んでいる姿、休み時間や昼食時時間の微笑ましい姿がスクリーンに映し出されると、被告代理人すらも時にはクスクス笑いながら映像に見入っていました。愛知朝高に二日間、監督が泊まり込みで密着し、寮の朝食・朝練から全授業、放課後の部活動・帰宅まで、すべてのシーンを詰め込んだ映像により、朝鮮高校生達が民族教育を受けている日本の高校生としてどのような日々を送っているかがリアルに伝わったと思います。

最後に、弁護団事務局長と弁護団長から最終準備書面の要旨陳述を行いました。内河惠一弁護団長の陳述については全文を掲載していいますので、ご一読ください。

判決期日は 2018 年４月 27 日午後２時と指定されました。各地裁で判断が分かれており、どのような判決となるか予測できませんが、判決の日が新たな闘いのスタートとなります。多くの方にご参集いただけますように心からお願いいたします。

最終準備書面　要旨陳述全文

2017 年 12 月 16 日

名古屋地方裁判所民事第 10 部合議A係　御中

原告ら訴訟代理人　弁護士　内河 惠一

第1　はじめに

５年に及ぶ長期の訴訟審理を終えるに当たり、原告弁護団長として最後に一言弁論をさせて頂くことをお許し頂きたいと思います。

多様な論点を有する本件裁判において、原告らは、出来るだけの主張・立証を試みました。正直申しまして、訴訟の進行が全て満足のいくものではありませんでした。特に、裁判官には朝鮮高校の現場を見て頂き、原告らを含めた朝鮮高校生、その学びの実態、特に、経済的にも厳しい状況を強いられながらも明るく素直に、助け合いながら日々勉学に励んでいる高校生達の努力とその雰囲気を実感して頂きたかったと思っています。子ども達が誇りを持って「ウリハッキョ」と呼ぶ朝鮮高校を訪れる度に、私どもが覚える感動を裁判官の皆さんにも共有してもらいたかったのです。また、「下村博文元文科大臣」の証人採用の可否につき、「裁判官忌避」という強い対応をした所以は、本件問題、なかんずく「不指定処分の理由」が、①「本件規程第 13 条不適合」と②「本件省令第１条1項2号（ハ）条項（以下本件省令（ハ）という）の削除」という二段構えの不可解な構造をとっており、最終決裁権者である本件処分当時の文科大臣の証言は、その適否を正しく判断するためには不可欠であり、「ベストエビデンス」と確信したからに他なりません。私達は、現在も同じ確信を抱いていますが、これまでの原告らの立証資料によっても、裁判所の深い洞察力をもってご判断頂き、必ずや適正な判決を導いて頂けるものと期待している次第です。

第2　朝鮮高校問題の背景の厳しさを乗り越えて

私は、本件訴訟の第一準備書面において、「裁判所が社会の北朝鮮バッシングムードに惑わされないこと」を特にお願いしました。不幸なことに、現在の世界、特に東アジアの状況は一段と厳しい状況にあります。しかも、現在の我が国の政権は、他国に先駆けて「平和への歩み」とは真逆な方向に歩みを進め、「制裁」という形で、その厳しさを益々駆り立てるような施策を取り、日本の国民をそうした雰囲気の中に導こうとしています。

しかし、その行き着く先は、「戦争」しかありません。ただ、こうした状況下であればこそ、平和憲法を根底に置く我が国の司法に課せられた課題は極めて大きなものがあります。

しかも、原告ら朝鮮高校生は、こうしたいわゆる「北朝鮮問題」とは全く関係がありません。彼らは、強いられたものとは言え、日本に生まれ、日本語を話し、日本の社会で成長する子どもであり、学生です。学校を卒業し成人しても、日本社会に住み続けるのです。彼らの人生は、偏に、日本の朝鮮半島に対する「植民地政策」と戦後の差別政策の中で、厳しい環境を余儀なくされてきたのです。そこには、明治時代の「朝鮮半島植民地政策」から始まる我が国の長い「罪責の歴史」が存在します（改めて原告準備書面（6）を参照されたい）。

こうした状況をしっかり踏まえた上で、今、我

が国がなすべきことは、我が国で生まれ育つことを余儀なくされた在日朝鮮人、なかんずく朝鮮高校に学ぶ子ども達を少なくとも我が国の子ども、学生達と同等に対処することであり、それしかありません。

本件で、我が国が問われているのは、民主主義国家として、又、法治国家として、世界に恥ずかしくない政策を選択することです。残念ながら、日本政府は、就学支援金問題を巡る朝鮮高校生への差別問題につき、再三にわたり国連の関係委員会から是正勧告を受け、見直しを求められています。こうした世界の目を真摯に受け止め、司法がしっかりと国の方向性を示唆する必要性は極めて大きなものがあります。

第3　被告国の事実認識及び対応の異常さ

1　被告国の本件を巡る事実認識の異常さには顕著なものがあります。特に、偏向記事を量産している「産経新聞」の記事を次々と証拠として提出し、あたかも朝鮮高校と朝鮮総聯の間に不適切な関係があるかのような主張を繰り返しています。しかも、その記事の内容については「真偽を問わない」という、訴訟の場においてこれまで遭遇したことのない形態の主張を堂々と繰り返しているのです。これは正に真実・正義を追究することを使命としている司法を侮辱する以外の何物でもありません。

2　また、現在の朝鮮高校と「朝鮮総聯」との関係を論ずるに、朝鮮総聯を不適切な資料をもとに「反社会的組織」であると決めつけ、その組織と接触することは朝鮮高校自体が反社会性を帯びるかのごとき主張を、何ら実態に根拠を置くことなく繰り返していることも異常と言わなければなりません。

植民地政策或いはアジア太平洋戦争の故に日本に在留していた多くの朝鮮人民を、戦後、帰国困難な状況に放置し、引き続き日本在留を余儀なくさせてしまった我が国の不適切な政策、その間における朝鮮総聯の朝鮮学校を支えようとした努力の経緯、そして現時点においては、十分自立した朝鮮高校の状況等、朝鮮総聯と朝鮮高校との関係の変容等について、被告国は、その関係・歴史を正しく見ようとせず、闇雲に、朝鮮学校とその学生達を「支給法」から排除するために狂奔した悲しいまでの姿をそこに見るのです。

3　更に、信じがたいことに、朝鮮高校が「本件省令（ハ）」に基づき、文部科学省の指導の下、就学支援金の給付を受けるための申請手続を行っていた段階で、被告は、本件申請の根拠規定である「本件省令（ハ）」を一方的に改廃削除してしまい、その上、不指定処分の理由の一つとして「本件省令（ハ）削除」を臆面もなく表示しているのです。法治国家においてかような暴挙が許されるとは到底思えません。極めて悪質であり、許されることではありません。何故、被告国は、これほどまでに朝鮮高校及びそこに学ぶ学生達を追い詰めるのか。これは正に「政治の問題」です。これは決して「法の精神に基づく問題」でも「法解釈の問題」でもなく、間違いなく在日朝鮮人に対する偏見に満ちた「人権侵害の問題」というべきです。

4　被告国は、準備書面（10）及び最終準備書面において、本件問題を「教育基本法の理念に従うべき」ことを強調しています。しかし、現に被告国が行った「朝鮮高校生を就学支援金制度から排除する行為」のどこに教育基本法の理念が見られるのでしょうか。教育基本法は、「…民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを

願いうものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化と創造を目指す教育を推進する。」と謳います。

正に、我が国において青少年期を過ごす原告ら朝鮮高校生達がその尊厳を重んじられ、また、彼らのために、豊かな人間性と創造性を備えた人間育成の「場」を備えることこそが、教育基本法の理念であるはずです。被告国は、姑息な法解釈のこじつけで、結局、原告ら朝鮮高校の学生達を、最も教育基本法の理念から乖離した状況に貶めることに邁進することになってしまったのです。

こうした被告国の政策に一人の日本人として心から怒りを覚えざるを得ません。

第４　本件に対する深い洞察と原告らに対する適正な判断を求める

本件裁判において、原告らは、詳細な陳述書を提出し、また当法廷においてもそれぞれの思いを裁判所に語りかけ、訴えてきました。一人ひとりの訴えに真摯に耳を傾けて頂きたい。

我々原告弁護団、特に日本人弁護士は、原告らの主張、思いに関わりながら、改めて本件問題の深刻さ、日本社会の偏見と独断、歴史の過ちを顧みようとしない日本人の間に潜む忘却性を強く認識させられました。

本件裁判の抱える問題は、決して就学支援金の対象校になるかどうかだけの問題ではなく、朝鮮高校に学ぶ子ども達が学校を卒業して日本社会に生き続ける上で、彼らに「在日朝鮮人」としての大きな誇りと自信を与えることができるかどうかをも包含しています。そしてそのことは、ひいては、日本と東アジアの平和のために大きな担い手を輩出することにも繋がります。

最後に、原告ら及び我々弁護団は、原告らを支援する多くの人々と共に、貴裁判所が、本件問題を正しく洞察・判断し、原告ら及び朝鮮高校に学ぶ全ての子ども達が笑顔を持って迎えられる判決を言い渡されることを心からお願いをして、弁論を終えます。

以上

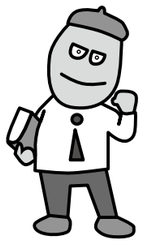

無償化デー　活動報告

第 37 回無償化デー　交換授業

事務局長　原科 浩

2017 年 10 月 28 日（土）、今回で4回目となる愛知朝鮮中高級学校の交換授業が、「第 37 回無償化デー」として行われました。1時間目は、中級部、高級部それぞれの通常の授業の公開・参観。2時間目は、中高級学校の学生たちに日本人の教師らが授業を行いました。2時間目は平行して、日本人学生向けに朝鮮語講座の授業が開講されました。1時間目、2時間目共に一般の方にも公開されていて、約 60 名の参加がありました。

2時間目を担当する10 名の先生方は7名が2回目以上のリピーター、3名が初めての参加です。その一人は、名古屋大学の化学の教授で、文系・社会科学系に偏りがちな日本側教師陣には、力強い理系メンバーです。高2理系クラスのテーマは最先端の研究をもとにした「タンパク質の形とその働き」。少し難しいところがあったようですが、「タンパク質の形と動きなど、自分の内部にある見えない物について知れてよかった。」「薬がなぜ人の体に効くのか新しいことを知ることができた。」など関心をもってくれたようです。

2人の女性、現役の大学生と大学院生も初めて授業を担当しました。この2人は8月に朝鮮民主主義人民共和国を訪問し、その経験を高3のクラスで話しました。授業を受けた学生たちの感想文は皆、生き生きとした言葉でびっしり。「オンニがウリナラに行く前の不安な気持ちやウリナラに行った後の色々な感情は、私たちと似てて何か嬉しかった。また帰りたくなりました！」「日本人が朝鮮に行ってどう思うかすごく気になった。話を聞いて私たちと同じようにあったかいとか、楽しいって思うんだなと思ったし、日本人だからとか関係なしに、朝鮮のイメージは日本の報道のようには悪くないんだって思ってくれる人がいて、すごく嬉しい。」心に響いたことがよく分かります。

授業をした2人もそれぞれに、「授業の中で、朝鮮でどんな歌を覚えたか聞かれ、私が歌い出すとクラスのみんなが歌ってくれた。朝鮮で過ごした時間を共有することが、とても楽しく、しかしどこか寂しい気持ちもあり、いつまででも朝高生と授業をしていたいと感じた。」「うれしかったことは、用意したスライドを切り替える度に、表情を変えたり声を上げたりして反応してくれたことでした。例えば、朝鮮で通訳と案内をしてくださった指導員の方々の写真をお見せしたところ、大きな歓声があがりました。生徒さんたちはきっと時間が経った今も彼らをとても愛しく思っているのだと直感しました。」と感動的な経験だったと述べてくれました。

交換授業の後は、学生たちによってすばらしい芸術公演が披露されました。そしてお昼は、オモニ会の尽力によって、おいしい焼肉を囲んで、楽しい交流の時間を持つことができました。交換授業は、日本人にとっても、朝鮮学校にとっても、よい経験を共有できる場になっていると思うので、ぜひ継続していきたいと願います。

無償化デー　活動報告

第 38 回無償化デー　中高祭に参加して

2017 年 11 月 12 日

事務局員　金秀烈

2018 年に学校創立 70 周年を迎える愛知朝鮮中高級学校で行われた文化祭。「中高祭」という愛称で呼ばれています。

中高祭では学生たちやオモニ会が屋台を出し販売します。屋台で売られる食品はクッパ、チヂミなどの朝鮮料理に始まり、ホットチョコレート・たませんなど屋台らしいメニューも並びます。全て学生・オモニ会の手作りの料理で、味はお墨付き。これを目当てに中高祭に遊びに来る地域の日本人も少なくありません。またステージでは楽器演奏や朝鮮舞踊部の踊りなど、朝鮮学校の特色ある公演なども行われています。愛知の在日朝鮮人が集まるのはもちろん、地域の住民との交流の場所として親しまれています。

現在、愛知の無償化裁判では地方裁判所での結審を迎え、2018 年4月 27 日の判決を待つ状態となっています。また、政府による高校無償化からの除外だけでなく、各地方自治体が地域の朝鮮学校への補助金を減額・打ち切るなど、露骨な朝鮮学校潰しも行われています。日本政府と日本社会の排外主義による朝鮮学校への攻撃は日に日に強くなっているように感じます。そのような状況の中でもネットワーク愛知は無償化デーとして中高祭に足を運ぶ活動を行なっています。中高祭への参加をはじめとして、朝鮮学校や無償化裁判について知らない人や朝鮮学校に訪れたことのない人が、朝鮮学校や無償化裁判を知り、支援するきっかけになるような活動を積極的に展開しています。来年もより多くの支援者と理解者を巻き込めるような活動を継続して行なっていけるように私も尽力したいと思います。

無償化デー　活動報告

第 39 回無償化デー
映画「スカーフ論争 ― 隠れたレイシズム」上映会

事務局員　三浦 綾希子

2017 年 12 月 17 日に行われた第 39 回無償化デーでは、映画「スカーフ論争 ― 隠れたレイシズム」の上映会を行い、その後3名の研究者に解説をして頂きました。この映画は、フランスで長年にわたり論争されてきたスカーフ問題を扱ったものです。フランスには、「ライシテ」とよばれる非宗教性、政教分離の原則があり、公的な場において宗教的なシンボルを身につけることを禁止しています。フランスに多く居住するイスラム教徒（ムスリム）の女性たちは、スカーフを着用するわけですが、公的な場におけるスカーフの着用を認めるかどうかが国を二分する論争となってきたのです。「スカーフは政教分離に反する」「スカーフは女性抑圧のシンボルだ」というのがスカーフの着用を反対する人々の主張ですが、その背後には、イスラム教に対する嫌悪（イスラムフォビア）があるとも言われています。

この「スカーフ論争」という映画は、一見すると朝鮮学校とは関係ないように見えるかもしれません。しかし、継続する植民地主義やレイシズムという点から見れば、共通性があります。スカーフを着用するアラブ系ムスリムの多くはフランスの旧植民地出身者やその子孫です。フランス社会は、かれらに同化を強制する一方で、「異質な者」としてかれらを排除してきました。これは、日本における植民地主義の継続、在日朝鮮人への同化の強制、排除ともつながるものです。また、「イスラム嫌悪」によってスカーフの着用への批判が高まるという点と、「北朝鮮嫌悪」によって朝鮮学校へ差別、排除が正当化されていくという点も類似しているように思えます。レイシズムとその背後にある植民地主義、あるいは同化の強制というものが一見普遍的な価値観（スカーフ論争の文脈でいえば、政教分離や男女平等。朝鮮学校の文脈でいえば、祖国との関係の否定、ナショナルなアイデンティティを持つことの否定）によって覆い隠されながら進行していると言えるでしょう。

こうした問題意識のもと、企画されたのが今回の無償化デーでした。映画上映後の解説では、まず、フランスの移民問題を研究している渋谷努氏（中京大学）にこのスカーフ論争の背後にあるフランスの社会状況を説明して頂きました。なぜスカーフ着用の問題が国を二分するような論争の的になったのか、その経緯を丁寧に追った後、近年生じている変化について実際にご自身が調査されたデータ等を用いながらわかりやすく解説してくださいました。次に、フランスの憲法を専門にされている菅原真氏（南山大学）から、スカーフ着用を禁止する動きがさらに強まってきている現状を法学的な立場からお話頂きました。最後に、李洪章氏（神戸学院大学）にこの映画の中で提示された論点について、日本の朝鮮学校をめぐる問題に引きつけてお話頂きました。芥川賞候補となった『ジニのパズル』に対する評価を題材に、日本社会にもフランス社会と類似の排除構造があることを指摘した上で、それに抗するための方途について説明くださいました。

映画自体は、少しわかりにくい部分もありましたが、３名の先生方による解説のおかげでこの映画が伝えたかったこと、フランスや日本社会に共通して存在する排除の構造について理解を深めることができました。今後もこのような企画を続けていければと思っています。

事務局

ほのぼの便り

ー愛知無償化裁判　判決を前にしてー

事務局員
金秀烈

私が朝鮮高校無償化ネット愛知事務局に入って、2年が経とうとしている。私が高校無償化裁判を知ったのは大学2年生の春。留学同東海に入った私に同級生が「裁判を傍聴しよう!」と誘ってきたのがきっかけであった。朝鮮学校出身者でもない私ははじめ関心を示さなかった。ただ、留学同活動を通して私の朝鮮学校に関する価値観が変わり始めた。「私にとって出身校」かどうかという矮小な次元でもってでしか在日朝鮮人の民族教育=朝鮮学校を捉えることができなかった私は朝鮮学校支援の意味を理解していなかった。それを言い換えるならば、朝鮮学校が高校無償化法から除外されたことの意味を知らなかったことになる。朝鮮学校は在日朝鮮人が自身の民族の言葉や文化を身につけることができる日本で唯一の学校である。その朝鮮学校に対して、差別意識を剥き出しにして高校無償化法から除外することに対して無関心でいることは私の民族性を否定されることと同義であると考える。朝鮮学校を否定されることは朝鮮学校に通った如何に関係なく、在日朝鮮人であると自認している者にとっては無関係でいられることではないと思う。私は大学4年間の時間をほとんど留学同の中で過ごし、自身の失ってきた民族性を一つずつ回復してくることに努めてきた。私はその活動こそが自身を人間的に回復させる行為だと確信している。その中で、大学を卒業しても無償化ネット愛知の活動に事務局として参加し、朝鮮学校の権利擁護運動の場に立たせていただけていることに純粋に感謝の気持ちしかない。自身が事務局に入った2年間を振り返ると朝鮮学校の無償化裁判支援を通して、在日朝鮮人の私に朝鮮学校の意味を改めて問いかけ、見つめ直させる機会を愛知無償化裁判支援運動のフィールドが与えてくれた。私はこの場の謝意だけで終わることなく、ただひたすらに実践の中でその恩義を返していきたいと思う。在日朝鮮人として自身の民族性を回復する術を朝鮮学校権利擁護運動の中で見出せたことも私にとっては大きな気づきだった。

私は事務局の一員として、傍聴抽選に外れた支援者を対象としたミニ学習会を行ってきた。けっして派手な活動ではなかったが続けてきたことに意味があったと確信している。

最後に、この場を借りて、無償化裁判運動の活力溢れる若い力の代表として、判決後も次を見据えて活動していく覚悟を強く表明する。

事務局員
李純怜

あんにょんはしんみか！（こんにちは！）

新しく朝鮮高校無償化ネット愛知の事務局員に加わりました、椙山女学園大学４年の李純怜です。愛知の無償化裁判も口頭弁論が終わり、あとは4月 27 日の判決を待つのみとなりました。（まだまだ裁判は続きますが。）

思い返せば私が高校生の頃、授業や部活動の時間を削って裁判傍聴に行き、名古屋駅や金山駅で街頭宣伝や署名活動を行うことはごく当たり前な日常でした。しかし、街頭宣伝をしている最中に「朝鮮に帰れ」「こんなビラはいらない」などと暴言を吐かれたり、ビラを目の前でグチャグチャにされたりしたこともありました。当時はこんなことを経験しながらも朝鮮人だからしょうがない、朝鮮学校が差別されるのはしょうがないことなんだと思っていました。しかし高校を卒業して、街頭宣伝や裁判傍聴の回数を重ね、様々な学習会などに参加しながら、高校生の時の日常は当たり前ではなく、異常なことで、在日朝鮮人が朝鮮学校に通い、言葉や文化、歴史を学ぶことは当たり前で、当たり前に保障されるべき権利なんだと感じました。私はその当たり前に保障されるべき権利を取り戻すため、これからも闘い続けていきたいと思います。共に頑張りましょう！

裁判応援グッズをリニューアルしました!

◆クリアファイル2枚セット ……500円

前回も好評のクリアファイルに新デザインが加わりました!
職場やご家庭でいろいろな場面でお使いください♪

ファイルデザインについて《デザイン制作者から一言》

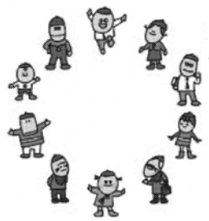

「トトリと愉快な仲間たち」は「朝鮮学校無償化ネット愛知」のマスコットキャラクターです。トトリくん、トリ、トト等のたくさんの仲間や友達がいます。「朝鮮高校無償化ネット愛知」の活動をみんなに知ってもらえるようにマスコットキャラクターを作りました。どんなに転がっても起き上がる絶対に諦めないという思いを込めて「トトリ(どんぐり)」にしました。【金鐘日】

どんな逆境でも力強く羽ばたけ！空(未来)は明るい！
【やまもも】

作品のコンセプトは「太陽はおまえたち(ウリハッキョ)の味方だよ！」です。太陽の顔は朝鮮のユニークなお面をモチーフにしました。
私の作品に「のびのびトートバッグ」があるのですが、それを作成した時と同じ気持ちです。その時のコンセプトは以下の通り。
「世界中のこどもたち　このたいへんな世の中に生まれてきた
いとおしい　おまえたち　いじわるや　悪い大人なんかに負けるなよ
そんなものは　ぶっとばしてやれ　どんな姿かたちだろうと気にするな
いのちいっぱい　怒って笑って　堂々と生きろ
大人がつくったこの社会　オトシマエは大人がつける　心配するな
だいじょうぶだよ」【Kumi】

すべてのファイルの裏にあるのは、朝鮮高校無償化ネット愛知のロゴマークです。以前、朝鮮高校無償化ネット愛知事務局メンバーの何人かが、あるイベントで「우리(ウリ)」をモチーフにしたロゴを使用したことがありました。そのロゴの作者は次のように説明します。
「ハングルの우리(ウリ)をモチーフにデザインしました。
その作品への思いは、ウリは日本語で「私たち」という意味で、朝鮮半島でもとてもよく使われる言葉です。
私たち(We)としてだけではなく、私たちの(our,my)の意味でもよく使われます。たとえば自分の母親=「ウリオンマ」、自分の通う学校=「ウリハッキョ」、自国「ウリナラ」。
ウリという言葉は温かみ、情に溢れてます。
人の形になっている「우리」は、
友好・発信・気づき・明るさを表しています。【Hitomi】

そして、それをこの度、ののこさんというイラストレーターに修正をしていただき、朝鮮学校無償化ネット愛知のマスコット「トトリ(どんぐり)」をひとつのモチーフにしたロゴに生まれ変わりました。ののこさんの制作の言葉です。
「どんぐりから小さな希望の木の実となり、
この土地に根をはり、幹を太くして枝を広げ、また木の実を実らせる。
子どもたちの人権を大切にする人の輪がどんどん広がっていくように、
思い込めて制作しました。【ののこ】

それぞれのデザイン、可愛がってやってください

購入希望の方、または、集会などの折に販売にご協力いただけるようでしたら、次ページ連絡先までご一報ください。

みなさまのご協力をお願いいたします。

わたしたち「朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知」（朝鮮高校無償化ネット愛知）は2010年5月に結成されました。

提訴してから５年が経ちましたが、勝利をつかむその日まで朝鮮高校生たちの闘いは続きます。無償化ネット愛知では、愛知朝鮮高校生の「無償化」裁判をさらに熱く、厚く支援していきます。

会費納入およびカンパのお願い

朝鮮高校無償化ネット愛知では、朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国家賠償請求訴訟への支援のために、『ととり通信』の発行（年3回・瓦版は裁判終了後）のほか、さまざまな集会、学習会、街頭宣伝、署名、広報リーフレットや応援グッズの作成など多彩な活動を行っています。

特に訴訟には、原告裁判参加費（交通費）、裁判実務費、広報費、報告集会費などの多額の費用がかかります。

これらの活動に必要とされる費用は、みなさまの会費及び賛同者の方々のカンパによって賄われています。みなさまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いします。

〈会費〉1,000円/年　会費とカンパのお振込みは、下記の郵便振替口座または預金口座となります。

①郵便振替払込口座

〈口座番号〉　00810−9−198143

②他金融機関からゆうちょへの振込

〈銀行名〉ゆうちょ銀行　〈店名〉089（ゼロハチキュウ）　〈店番〉089

〈預金種目〉当座預金　〈口座番号〉0198143

※①②とも〈名義〉朝鮮高校無償化ネット愛知

【連絡先】　愛知県豊明市栄町南館 55

愛知朝鮮学園内　朝鮮高校無償化ネット愛知　金伸治

Tel：0562-97-1815　Fax：0562-97-1829

Mail： mushoukanet.aichi@gmail.com

ととり通信 19 号

2018 年 3 月 1 日　発行

発　　行：朝鮮高校無償化ネット愛知

URL http://mushouka.aichi.jp/

e-mail：mushoukanet.aichi@gmail.co

FAX：0562-97-1829

編　　集：USM ～웃음～ウリハッキョサポートネットメンバーズ

デザイン：（株）アトリエ・ハル